議案第17号

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月22日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例

桐生市介護保険条例(平成12年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年 度まで」に改め、同項第6号ア中「、第35条の2第1項」の次に「、第35条の3 第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、 零」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度か ら令和5年度まで」に改める。

第3条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第7条の次に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第17号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者に係る保険料率等を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。